

# 第 3 9 回

## 総会議事録

日 時 令和 5 年 6 月 1 3 日 (火) 1 3 時 1 5 分  
場 所 山形市庁舎 1 0 階 委員会開催室

山形市農業委員会

# 総会委員名簿

令和4年8月1日現在

出欠	議席	氏名	役職等
出	1	安達 良一	
出	2	石川 富夫	運営委員
出	3	高橋 徳郎	編集委員
出	4	井上 敏嗣	
出	5	今野 智夫	第2ブロック長
出	6	丹野 都弘	
出	7	阿部 芳徳	
出	8	草苺 典美	
出	9	丸子 宏	運営委員、編集委員
出	10	長澤 弘	運営委員
出	11	鎌水 豊	
欠	12	日下部 洋一	
出	13	梅津 茂	第4ブロック長、編集委員
出	14	小松 武	第1ブロック長、編集委員
出	15	新関 さとみ	農政委員会副委員長、編集委員
出	16	金子 祐一	農政委員会委員長
出	17	工藤 篤	
出	18	佐藤 幸悦	第3ブロック長
出	19	會田 典男	
出	20	推名 俊明	運営委員、編集委員
出	21	森田 誠一	
出	22	伊藤 博良	
出	23	遠藤 紀江	会長職務代理者、編集委員会委員長
出	24	大築 義雅	会長

# 第39回総会（定例）

日 時：令和5年6月13日（火）

午後1時15分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

# 第39回総会（定例）次第

## 1 開 会

## 2 挨拶

## 3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

## 4 議 事

議第 172 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議題 173 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議題 174 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議第 175 号 山形市農地利用最適化推進委員候補者の決定について

## 5 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

(2) 農地法第 4 条届出書の受理について

(3) 農地法第 5 条届出書の受理について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

(5) 農地改良届出書の受理について

(6) 農地改良完了報告書の受理について

(7) 農地法第 4 条の規定による許可について

(8) 農地法第 5 条の規定による許可について

(9) 農地利用最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表について

## 6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和 5 年 7 月 13 日（木）

(2) 次回の委員調査について 令和 5 年 7 月 11 日（火）

## 7 その他

### (1) 農地パトロールについて

#### ①調査協力員の選出依頼

(滝山、東沢、南山形、蔵王、本沢、大曾根、西山形、村木沢、  
楯山、高瀬、山寺)

#### ②農地パトロール説明会について

令和5年7月28日(金) 15時30分～(予定)

山形市役所11階大会議室

### (2) 山形市農業委員会規程の一部改正について

## 8 閉 会

## 第 39 回 総 会 議 事 録

(令和 5 年 6 月 13 日 (火) 市庁舎 10 階 委員会開催室)

出席委員 23 名

欠席委員 1 名

開 会 午後 1 時 15 分

事 務 局	<p>現在の出席委員数をご報告いたします。</p> <p>本日は、12 番 日下部 委員 から欠席の連絡を受けております。</p> <p>在任委員数 24 名、出席委員数 23 名で、出席委員数が過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>なお、本日は第 1 ブロックから 石沢 覚 推進委員、第 2 ブロックから 本沢喜美夫 推進委員、第 3 ブロックから 池野伸幸 推進委員、第 4 ブロックから 森谷正美 推進委員が出席しております。</p> <p>なお、本日の傍聴人はございません。</p> <p>議長については、山形市農業委員会総会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となります。</p> <p>ここで、議長より開会及びあいさつをお願いします。</p>
議 長	開会及びあいさつ
議 長	<p>それでは、これより議事を進めます。</p> <p>はじめに、議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員については、19 番 會田典男 委員、20 番 推名俊明 委員にお願いし、書記に 松本係長を任命します。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議 第 172 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、上程します。それでは事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書は 1 ページ、議 第 172 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてお願いします。</p> <p>説明の前に訂正をお願いいたします。</p> <p>2 ページ、15 号について、運営委員会の判断で井上委員より委員調査を実施いただきましたので、訂正願います。</p> <p>また、16 号について、受人の耕作面積の記載が誤っておりました。正しくは 9,179 ㎡ですので修正をお願いいたします。</p> <p>それでは説明させていただきます。</p> <p>案件は 2 ページに記載した 7 件となります。農地の所在地、借受</p>

	<p>人・譲受人、貸出・譲渡人、申請事由等については、記載のとおりです。</p> <p>14号は、金井地区 吉野宿の畑 305 m<sup>2</sup>について、新規就農による所有権移転となる案件です。高橋委員に調査をお願いしております。</p> <p>15号は、西山形地区 門伝の現況畑、計 618 m<sup>2</sup>について、所有権移転による経営拡張です。井上委員に調査をお願いしております。</p> <p>16号は、南山形地区 谷柏の樹園地、計 2,388 m<sup>2</sup>について、所有権移転による経営拡張です。高橋委員に調査をお願いしております。</p> <p>17号は、蔵王地区 蔵王半郷の畑、計 972 m<sup>2</sup>について、所有権移転による経営拡張となる案件です。井上委員に調査をお願いしております。</p> <p>18号は、千歳地区 落合町の田 381 m<sup>2</sup>について、祖母から孫への部分受贈で、所有権移転後は、かぼちゃの栽培を行う計画です。</p> <p>19号は、蔵王地区 東半郷の田 4,092 m<sup>2</sup>について、一般法人による賃借権設定での経営拡張です。井上委員に調査をお願いしております。</p> <p>20号は、飯塚地区 砂田の田 762 m<sup>2</sup>について、<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>に居住する認定新規就農者の賃借権設定による経営拡張で、権利設定後は既存のハウスを育苗ハウスとして利用する計画です。</p> <p>以上7件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。</p>
高橋委員	<p>14号案件について3番 高橋委員から報告をお願いします。</p>
	<p>3番 高橋です。14号につきましてご説明申し上げます。申請地は議案書記載のとおりで、権利の種類は新規就農のため所有権の移転です。譲受人の従事日数は年間 300 日、職業は<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>に勤めております。世帯員は本人と<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>ということです。就農経験は家庭菜園での経験がありますが、新規就農であり経営農地はありません。農業機械の所有状況についてはトラクター1台、軽トラック1台、1.5トントラック1台、草刈り機2台、耕運機1台、動力噴霧機1台、バックホウなども持っているそうです。売買価格は総額で<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>、通作距離は 1.5 km、申請の経緯は妻が主体となって農作業を行っており、ご夫婦にお会いしましたが農作業が楽しくてしょうがないということで、農地を譲受け、本格的に農業を始めたいと考え申請に至ったということです。</p> <p>譲渡人は<span style="background-color: black; color: black;">                    </span>農地を取得したそうですが、通作するにも遠いしなかなか耕作できないことから今回の申請に至ったということです。</p> <p>以上のことから、調査の結果、許可相当と判断しました。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。次に 15 号案件について、4 番 井上委員から報告をお願いします。</p>
井上委員	<p>4番 井上です。15号の申請地は議案書記載のとおりで、所有権移転</p>

	<p>です。譲受人の職業は[ ]で、農業従事日数は本人と同世帯の[ ]がそれぞれ年間 200 日、[ ]が年間 100 日です。[ ]トラクターを 1 台用意し、田んぼは息子に任せているという状況です。対象農地は譲受人が所有する農地を通らなければ入れないような不便な状況になっておりまして、譲渡人から隣接する農地を所有する譲受人に耕作してもらえないか話があり、できれば農地を買ってほしいということから売買での申請になったという話でした。</p> <p>譲受人は、里芋、ジャガイモ、玉葱を栽培するということですが、譲受人が所有する 4 反歩程の田は桃などの果樹畑になっており、申請の農地近くには玉葱などが植えられ、よく手入れされているように感じました。農業機械の所有状況は田植機 1 台、軽トラックと動力噴霧機・草刈り機・管理機が各 2 台、先ほど申し上げた[ ]ものと合わせてトラクター 3 台、1.5 トントラック 1 台、草刈り機 2 台、耕運機 1 台、動力噴霧機 1 台、売買価格は[ ]となっておりまして、通作距離は約 2 km、自宅から 5 分ほどの距離にあります。</p> <p>譲渡人は[ ]でもあり、譲受人の土地を通らなければならず譲渡人が耕作不便であることを理由に譲渡することを申し出たものことから、許可相当と判断しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次に 16 号案件について 3 番 高橋委員から報告をお願いします。</p>
<p>高 橋 委 員</p>	<p>3 番 高橋です。16 号についてご説明します。申請地は議案書記載のとおりで、市外在住の方の所有権移転ということですが、譲受人の従事日数は年間 300 日、職業は[ ]です。世帯員は本人と[ ]です。使用目的につきましてはサクランボ・ブドウ栽培ということになります。営農状況は樹園地が 9,179 m<sup>2</sup>で、農業機械の所有状況についてはスピードスプレーヤー 1 台、乗用草刈り機 2 台、軽トラック 1 台など、専業で農業をやっていることから、ブドウ関係、サクランボ関係の機械は一通り揃っているそうです。売買価格は総額で[ ]、通作距離は約 8 km、車で 10 分ということですが、経緯につきましては、譲受人は上山市で 5,291 m<sup>2</sup>、山形市で 3,888 m<sup>2</sup>のサクランボとブドウを作っていますが、譲渡人から購入を打診されたことから、買受けることとなり申請に至ったということですが、農作業につきましては譲受人と[ ]、臨時雇用により親戚や近くの人に手伝ってもらっているということです。</p> <p>譲渡人は農業を廃止するという事です。以上のことから、許可相当と判断しました。</p>
<p>議 長</p> <p>井 上 委 員</p>	<p>ありがとうございました。次に 17 号案件について、4 番 井上委員から報告をお願いします。</p> <p>4 番 井上です。17 号の申請地は議案書記載のとおりで、所有権移</p>

転です。譲受人の農業従事日数は本人と[ ]が年間200日です。譲受人と譲渡人は友達関係にあったことから、譲受人が申請地の管理を手伝っていたということです。今回は農地を所有していない譲受人が農業をしたいということで、申請を決断したそうです。

また、譲渡人からの話では耕作に不便であって、これまで管理を手伝ってもらっていることもあり、譲渡することを決めたそうです。売買価格は[ ]、通作距離は約7km、自宅からおおよそ15分ほどの距離にあります。使用目的はナス・トマト・キュウリなど野菜類を作るそうで、後継者について聞き取りをしたところ[ ]、その[ ]も農業が好きで、[ ]にイノシシ獣害の話を伝えると、猟銃免許を取得してでも農業をやりたいと話しているそうです。なお、[ ]でありまして、時々手伝いに来てくれるそうです。

農業機械の所有状況ですがミニ耕運機1台、動力噴霧機1台・一輪車2台・草刈り機2台を所有しており、現場の簡易小屋で保管しておりました。以上のことから、許可相当と判断しました。

議 長

つづいて19号について、4番 井上 委員 から報告をお願いします。

井上 委員

4番 井上です。19号の申請地は議案書記載のとおりであります。権利の種類は賃借権の設定です。借人については[ ]です。借人となる法人は[ ]、特定建設業・[ ]及び産業廃棄物処理を主に行ってきた法人です。平成29年頃より杉苗の研究を始め、会社敷地内で生産を行ってきました。令和4年6月より[ ]の農地を借り受け杉苗の生産を行っており、この度、経営拡張のため借り受けるものです。

ただ、令和4年に借り受けた[ ]の農地ですが、杉苗の栽培に当たって用水路から水を汲み上げる必要があるそうですが、借受け地の上と下が田んぼになっていることから、8月頃までは水の利用に問題がないものの、9月からの水の利用について、上と下の田んぼの稲刈り作業に支障が出ると言われたため、別の農地を探していたところ、借人となる法人に勤務する職員の友人であった、令和4年に借り受けた[ ]の農地の所有者から、農地のすぐ上の田が減反となっており、水のことでも迷惑をかけない場所と紹介を受け、今回の申請地を選んだそうです。

賃貸借価格は令和4年の借受け条件と同じく10a当たり[ ]、契約終了の際の原状回復の取り決めについても明記していることを確認しました。

なお、令和4年に借り受けた[ ]の農地については近いうちに解約したいという意向を持っているそうです。

農業従事者については、従業員1名を充て、不足する場合は増やす予定です。山形県山林種苗組合に加入しており、山形県森林研究通センターと山林種苗組合から指導を受けながら栽培するそうです。通作

	<p>距離は12.5 km、車で約20分の距離にあります。</p> <p>農業機械の所有状況はフォークリフト4台・運搬車20台・草刈り機2台・土詰め機2台・苗の抜取り機1台を所有しており、他にフォークリフト5台・運搬機14台をリースしているそうです。</p> <p>また、地域の方と話し合っ、農地の管理に関わる人足とか地域の行事に参加しているそうです。</p> <p>以上の結果、許可相当と判断しました。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。それでは説明が終わりました。</p> <p>ただいまの説明に対し、皆さまからご質問を伺います。</p> <p>質問等の際は、議席番号と名前を述べて、発言をお願いします。</p>
推 名 委 員	<p>20番 推名です。19号案件ですが、2ヵ月前に私が調査した案件に隣接する農地だと思いましたが、当時は藪になりかかっていたと思いますが、どうなっていたのかお聞きしたい。</p>
議 長	<p>井上委員をお願いします。</p>
井 上 委 員	<p>申請地を借り受ける予定となったことから、刈り払いなどが行われている状況でした。</p>
議 長	<p>一緒に調査に当たった高橋委員から何かありますか。</p>
高 橋 委 員	<p>地元の佐藤光作 推進委員にも出してもらい、一緒に調査に伺いました。当該農地はかなり水が出る場所なので水路に流れるよう溝を掘るよう話はしました。所有者に対し今月中には遊休化を解消するよう話をし、約束のもとに動き始めている状況です。</p>
議 長	<p>他にありませんか。</p> <p>はい、5番 今野委員どうぞ。</p>
今 野 委 員	<p>5番 今野です。16号案件ですが、土地を求めた状況と現状をもう少し詳しく説明していただきたい。また、取得価格についてもお聞きしたい。</p>
高 橋 委 員	<p>3番 高橋です。場所は本沢川の堤防のすぐ脇です。その隣に譲渡人の土地があって、その隣が[ ]の土地で、そこにハウスをかけた立派なぶどう園になっています。堤防とぶどう園の間にある農地で、現在はサクランボの成木が4～5本植えられており、他にはサツマイモが植えられており、管理はしていたということでした。売買価格は先ほど説明したとおり総額で[ ]です。</p>
議 長	<p>他にご意見等を伺います。</p> <p>無いようですので、出席している推進委員の方からもご意見を伺</p>

議 長	<p>いたいと思いますが、担当地域の中で何かございませんか。</p> <p>よろしいですか。無いようですのでお諮りします。 議第 172 号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>全員異議なしと認め、議 第 172 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p>
議 長	<p>次に進みます。 議 第 173 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案書は 3 ページ、議 第 173 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、お願いします。</p> <p>説明の前に訂正をお願いいたします。 4 ページ、申請面積について、申請は、一筆のうちの一部ですので、正しくは 1,560 m<sup>2</sup>のうち 1,338 m<sup>2</sup>となります。訂正をお願いいたします。位置図等の 5 ページについても同様をお願いします。</p> <p>案件は 4 ページの 1 件で、位置図は 5 ページになります。 5 ページをご覧ください。 2 号は、東北芸術工科大学より東、約 2.2 k m に位置する滝山地区八森の田 1,338 m<sup>2</sup>であります。 高橋委員に調査をお願いしております。</p> <p>以上の 1 件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、調査委員の報告をお願いします。 2 号案件について 3 番 高橋委員から報告をお願いします。</p>
高 橋 委 員	<p>3 番 高橋です。2 号案件について説明させていただきます。 転用理由は畑地造成で期間は令和 8 年 6 月 30 日までの一時転用です。 申請地は窪地にある農地であるために農業機械の利用も困難であり、生産性の低い農地です。このため周辺で農地改良を実施しており、この度、前回の実施個所が完了したことから、新たな箇所に盛土を行い生産性の向上を図るため一時転用による畑地造成を行うものです。規模等から工期が 1 年を超えるため 3 年以内の 4 条許可の申請に至っています。</p> <p>なお、畑地化が完了した農地においては菜の花の栽培、ソバの栽培が行われています。</p> <p>工事業者ですが [REDACTED]、場所については、先ほど事務局からありましたように、東北芸術工科大学より東へ約 2.2 k m にあり、農振農用地で土地改良の行われていない農地</p>

		<p>です。被害防止対策について、汚水・生活雑排水の排出は無し、施工費は全額を施工業者が負担するものです。地元の委員にも何を作付けしているか確認をお願いしたいと思います。</p> <p>以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長		<p>ご苦労様でした。それでは説明が終わりました。</p> <p>この場所については数年前に皆様と委員会の現地研修会で見させていただいている場所ですので、そのあたりも思い出しながら、皆さまからご質問・ご意見を伺いたいと思います。</p>
遠藤委員		<p>23番 遠藤です。この案件で、菜の花とソバを畑地化が完了した農地で作付けされているという話でしたが、それまでの間に地域で問題があったか地域の農業委員にお話を伺いたい。</p>
伊藤委員		<p>22番 伊藤です。特に苦情など問題は起きていません。</p>
議 長		<p>他にございませんか。</p> <p>無いようですので、地元の石沢推進委員からもご意見を伺いたいと思いますが、何かございませんか。</p>
石沢推進委員		<p>畑地造成が終わった農地については、トラクターで耕うんが終わっておりまして、認定農業者の方が何らかの作物を作付けしたい意向を示していることから、農地として活用されると思っております。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。それでは、皆様よろしいでしょうか。</p> <p>無いようですのでお諮りします。議 第173号について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>全員異議なしと認め、議 第173号 農地法第4条の規定による許可申請について、許可することに決めます。</p>
議 長		<p>次に進みます。</p> <p>議 第174号 農地法第5条の規定による許可申請について、を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局		<p>議案書は7ページ、議 第174号 農地法第5条の規定による許可申請について、申し上げます。</p> <p>説明の前に議案の訂正をお願いいたします。</p> <p>7ページ、11号について、申請者より取下げの申し出がありましたので13ページの位置図と併せて削除をお願いいたします。</p> <p>それでは、説明に移らせていただきます。案件は7ページの4件で、申請地・所有者が複数となる7号について、土地の詳細は8ペ</p>



	<p>の案件で3区画分が未完了となっていたことへの対応について結論が出たことから審議いただくものです。</p> <p>申請地は、山形北インターチェンジより南へ約900mに位置し、土地改良事業施行地であるが、市街化区域に近接する小集団の農地であることから第2種農地と判断されます。被害防除、汚水・生活雑排水は参考資料のとおりです。道路側溝の排水ですが、土地改良区の水路または市の排水路を通して近くの河川に排水されます。その他、土地取得費のほか造成費や建築費を合わせると [REDACTED]、1棟当たりの土地建物の売買価格は [REDACTED] くらいを想定しており、採算は取れるということでした。以上、調査の結果、許可相当と判断いたしました。皆様ご審議よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。        続いて9号について、4番 井上 委員 から報告お願ひします。</p>
<p>井上 委員</p>	<p>4番 井上です。9号案件について説明いたします。        転用目的は農家住宅です。申請人は、[REDACTED] アパートに [REDACTED] で居住しています。子供の成長に伴い現在の住宅が手狭になったこと、将来的には父母の介護等が必要になることに加え、申請人の父母が現在住んでいる住宅は、築 [REDACTED] 年以上を経過し、老朽化が著しく、同じ場所での建て替えは困難と考え、父母と同居する住宅の建築を計画しました。また、申請人の父は農業や [REDACTED] を行っており、作業場等も同時に確保したいことから申請に至っております。</p> <p>具体的な申請地はJR高瀬駅より南東へ約250mの場所に位置する農地です。土地改良事業施工地ですが、300m以内にJRの駅がある農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>排水対策は、汚水・生活雑排水は集落排水、雨水は地下浸透。開発許可は農家住宅のため不要で、土地改良区との協議は済んでおります。土地造成費は [REDACTED]、建築費は [REDACTED] です。</p> <p>以上の結果、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。それでは説明が終わりました。        ご質問・意見を伺いたいと思いますが、関係地区の委員から何かご意見があれば、よろしくお願ひします。</p>
<p>石川 委員</p>	<p>2番 石川です。7号の土地ですが、本当に141区画も売れるのか、事業が完了するのか心配ではあります。</p>
<p>議 長</p>	<p>関連で何かございますか。</p>
<p>佐藤 委員</p>	<p>はい、18番 佐藤です。雨水は地下浸透ということですが、家を建てればほとんど敷地を舗装するのではないかと思います。そうなる</p>

	と雨水は流れるところがなく河川に流入すると思われる。流入先の野呂川下流には農業用の揚水機が3か所あるが、降水量が多いときに、開発行為によって河川に大量の雨水が流入すると思われるが、本当に許可されるのか。
議 長	この件に関しては面積の関係で、この総会で許可相当の判断をした後、更に山形県農業会議の常設審議会に諮られることになり、その判断も踏まえて許可することになる。
佐藤委員	私も、農業用揚水機の維持管理委員になっている。代掻き時から8月末まで22人体制で管理しており、必要に応じて深夜でも管理に赴かなければならない。そういった施設への影響も考えてもらう必要があると思う。過去の大規模開発では急な流入を防ぐための施設を設置してもらった経緯もあるが、対策は大丈夫なのか。
議 長	東部土地改良区の意見も出ているようですが、事務局から説明をお願いします。
事務局	計画地は東部土地改良区の区域になっており、土地改良区で審議をいただいたうえで土地改良区から許可相当の意見書が出たものと認識しています。
佐藤委員	東部土地改良区でも私が心配するような懸念があることはわかると思うのだが。
梅津委員	13番 梅津です。今の話と関連するのですが、野呂川の水を農業用水に利用する農家にとって住宅地からの水が多く流入することは、農家にとって不安だと思う。そういったことも配慮した土地改良区からの意見をまとめていただかないと佐藤委員から出たような意見が出るものと思われる。
丸子委員	9番 丸子です。雨水を農業用水路等に流すということは管理者からの許可が必要となります。私も土地改良区を担当しており、新築等でそういった許可に関わっている。道路や側溝に雨水を流さないということは普通であり、道路の路面排水を河川に流すことは致し方ないことだと思う。側溝に流すにしても管理者の許可が必要なので、そのことが明文化してあれば済むことではないかと思う。
議 長	事務局からなにかありますか。
事務局	雨水は基本的に敷地内処理になります。丸子委員がおっしゃったような手続きの必要があれば建築をする方が取ることになると思われる。また、雨水の放流についても河川管理者と協議が整っていると聞いております。

草 苧 委 員	8 番 草苧です。1 点目は 141 棟の住宅を作って道路との関係ですが、開発区域外との関係で安全を保てるか不安を感じる。現地での対応は大丈夫か。2 点目に、建築条件付き宅地分譲となっているが、建築とはどういう条件かお聞きしたい。
事 務 局	1 点目ですが、今回の開発で、まちづくり政策課や道路維持課と協議のうえ区域内の道路拡幅や新たに道路を作ることになります。 2 点目ですが、今回は建築条件付き宅地分譲の造成になるため、土地売買契約では、購入者は事業者が指定する建築業者と建築請負契約を結ぶことになります。また、全てを販売できないと判断したときは、残りの土地に建売分譲と同じく申請人である事業者が自らが住宅を建築する必要があります。このため、全てを販売できない場合でも事業者自らが建築できる資金計画を確認しています。
今 野 委 員	事業者は今回のように大規模な事業を行って売れるのか心配ではある。
工 藤 委 員	環境影響調査でお墨付きを得たらいいのではないかと。
議 長	参考意見として捉えさせていただきます。
長 澤 委 員	10 番 長澤です。141 区画ということで皆さん心配しているようですが、建築条件付きの許可は完了まで 1 年ですね。もし、完了しない場合、法に基づく注意をしなければならないなど措置はあるのか。
事 務 局	計画通りに進んでいない場合は、事情の聞取りや指導といった措置を取る必要があります。
長 澤 委 員	具体的な措置は決められているものがあるのか。
事 務 局	計画通り実施されない場合、 農林水産省の通知に記載されています。
金 子 委 員	16 番 金子です。7 号について、資金計画上のメインバンクはどこになりますか。
安 達 委 員	となつています。
丸 子 委 員	9 番 丸子です。9 号について住宅を建てるために面積要件があつたと思うが。
事 務 局	一般住宅の場合、開発許可に当たって面積要件があるが、9 号は農

		家住宅のため開発許可は不要となっています。
議	長	それでは皆さんよろしいですか。
議	長	無いようですのでお諮りします。 議 第 174 号について、許可することに異議ありませんか。  (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議 第 174 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可することに決めます。
議	長	ここで、一旦休憩とします。  (休 憩)
議	長	議事を再開します。 先ほど決しました 5 条許可、7 号について事務局長から話があるそうです。発言を許可します。
事 務 局 長		7 号案件について皆様から様々発言がございました。[ ]に、 [ ]の主管課が主催する 会議がございますので、[ ] [ ]皆様からいただいた意見については、[ ] 会議に出席しますので、農業委員からの意見ということで関係課 に伝えさせていただきます。
議	長	ありがとうございました。それでは次に、議 第 175 号 山形市農 地利用最適化推進委員候補者の決定について、を上程します。 事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案書は 14 ページをお願いします。 議 第 175 号 山形市農地利用最適化推進委員候補者の決定につ いてです。こちらについては、農業委員会で評価委員会での確認を経 て上程するものであります。 次の 15 ページをご覧ください。 この度の応募者につきましては、候補者一覧に記載のとおり、各 担当区域の定数通りの応募になっております。今回決定いただきま すと、7 月 20 日の総会で審議・決定いただき、会長から農地利用最 適化推進委員の委嘱ということになります。皆様のご判断をお願い いたします。
議	長	ただいまの説明に対し、皆さんご意見・ご質問等ありませんか。  (意見・質問なし)

事務局	<p>それではお諮りします。議 第 175 号について、候補者に決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>全員異議なしと認め、議 第 175 号 山形市農地利用最適化推進委員候補者の決定について、候補者に決定することに決します。</p>
議長	<p>これで議事を終了します。</p> <p>次に、報告事項について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法に係る報告事項は、案件名とその件数を読み上げさせていただきます。</p> <p>議案書 16 ページをお願いします。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、内容は 17 ページから 30 ページまでの 28 件となっております。</p> <p>議案書 31 ページをお願いします。農地法第 4 条届出書の受理について、内容は 32 ページの 6 件となっております。</p> <p>議案書 33 ページをお願いします。農地法第 5 条届出書の受理について、内容は 34 ページの 3 件となっております。</p> <p>議案書 35 ページをお願いします。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、内容は 36 ページの 7 件となっております。</p> <p>議案書 37 ページをお願いします。農地改良届出書の受理について、内容は 38 ページの 2 件となっております。</p> <p>議案書 39 ページをお願いします。農地改良完了報告書の受理について、内容は 40 ページの 2 件となっております。</p> <p>議案書 41 ページをお願いします。農地法第 4 条の規定による許可について、内容は 42 ページの 1 件となっております。</p> <p>議案書 43 ページをお願いします。農地法第 5 条の規定による許可について、内容は 44、45 ページの 7 件となっております。</p> <p>議案書 46 ページをお願いします。農地利用最適化推進の状況その他事務の実施状況の公表について、先の運営員会で報告事項とすることを判断いただきました。公表内容は 47 ページから 52 ページに記載のとおりで、委員の皆様を確認いただきたい農業委員会の点検結果等は資料にグレーの網掛となっている箇所に記載のとおりでございます。</p>
議長	<p>報告事項は以上でございます。</p>
事務局	<p>次に 6. 連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。</p> <p>次回の定例総会、委員調査の予定、調査委員について説明</p>
議長	<p>次に、7 のその他について事務局よりお願いします。</p>

事務局	<p>農地パトロールについてご連絡させていただきます。</p> <p>まず、調査協力員の選出についてです。今年も例年通り農地パトロールを実施する予定ですが、記載の滝山、東沢、南山形、蔵王、本沢、大曾根、西山形、村木沢、楯山、高瀬、山寺に調査協力員を配置することになります。該当地区の委員の方には選出依頼の用紙を配付させていただいております。恐れ入りますが6月26日まで提出をお願いします。また、農地パトロールの説明会を、7月28日、庁舎11階大会議室で、農業委員・推進委員説明会の後、15時30分から開催予定しています。日程の確保をお願いします。</p>
事務局	<p>(2) 農業経営基盤強化促進法等の一部改正について、説明させていただきます。縦版の2枚の資料をご覧ください。現在、山形市農業委員会規程に、農地利用最適化推進委員の組織について規定がないため、これを規定しようとするものです。内容は推進委員会の設置、推進委員会の組織の規定について改正案をお示しさせていただくものでありまして、皆様の意見をお伺いして7月13日の定例総会でご決定いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>(資料に基づき改正案①、改正案②を説明)</p> <p>なお、本日皆様に改正案をお示ししたばかりですので、後日でも構いませんので事務局にご意見をいただければと思います</p>
議長	<p>ただいまの件についてご意見のある方をお願いします。</p> <p>(意見無し)</p>
議長	<p>提案では7月20日には施行したいということです。ご意見をいただいて7月の運営委員会で議題としたいと思っておりますので、皆さんよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>他に皆さまからありませんか。</p> <p>何もなければ、これで第39回総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。</p> <p>(閉会午後3時39分)</p>

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議長 

議事録署名委員 

議事録署名委員 